令和6年能登半島地震により福祉避難所として開設された介護保険施設等の災害 救助費の請求に関するQ&A

石川県健康福祉部長寿社会課

問1 震災前より、所在市町と福祉避難所の開設に関して協定を締結し、今回、市町の要請 に基づいて避難者の受入れを行ったが、係る費用は、県に請求すればよいのか。

(答)

所在市町と福祉避難所の管理、運営に関する委託契約を締結し、震災以降、市町の要請により開設した施設等については、市町に請求することとなるため、請求時に、所在市町に確認していただきたい。

問2 福祉避難所としての指定を事前に受けていない場合でも、救助に要した費用の請求は 可能か。

(答)

事前に指定を受けていなくても、救助を要する高齢者の避難を受け入れた場合、費用の 請求は可能。避難者名簿等の必要書類は必ず提出すること

問3 請求書は、月毎に提出する必要があるか。

()

1枚の請求書で、複数月分の請求を行うことは可能。ただし、避難対象期間は、令和6年3月31日までとし、それを超える分の費用の請求は、請求書を分けておこなうこと

※ 令和6年2月9日付事務連絡において、毎月末締めにより請求することとしていたが、 まとめて請求を行っても差し支えないこととする

問4 請求書の提出期限はいつまでか。

(答)

令和6年3月31日分までは、令和6年4月19日(金)までに提出すること。令和6年4月1日以降の請求は、随時受付を行う。

問5 食費や日用品について、支援物資を避難対象者に提供した場合は、費用の請求に含めることは可能か。

(答)

法による炊き出しその他による食品の給与のために支出できる費用は、食材費や消耗器 材費など、実際にかかる費用が対象となる

問6 光熱水費について、居室ごとに単価などを設定していないが、どのように算定、請求 すればよいか。

(答)

法による避難所の設置、管理のための光熱水費については、原則として避難所として利用することにより必要となった費用のみが対象となる。必要となった光熱水費の算定については、建物面積の割合等、合理的な一定の比率を乗じて得た額を支出して差し支えない。